

# 横浜市環境影響評価条例の全部改正について

## 1 条例改正の経過

横浜市環境影響評価条例については、平成11年の施行後24件の手続を進めてきました。市民の環境への関心の高まり、また、制度の運用上の課題、手続の円滑化などに対応するため、平成21年6月に横浜市環境創造審議会に「環境影響評価に関する制度のあり方について」を諮問し、平成22年3月に答申を得て、条例改正に向けて検討を進めてきました。

## 2 条例改正の主な内容

### (1) 事業の計画段階における環境への配慮の手続の導入（右図①）

要綱で行っている計画段階での環境への配慮の手続を、新たに条例に導入します。

- ・ 計画段階における環境への配慮の内容などを記載した「配慮書」を縦覧し、市民が、地域の環境情報（「環境情報提供書」）を提出できる。
- ・ 市長は、環境影響評価審査会（以下「審査会」）から意見を聴取し、市長意見（「配慮市長意見書」）を送付する。

### (2) 審査等の手続の見直し（右図②、③）

現行の「準備書」から「報告書」までの手続について、効果を維持しつつ、効率的に行われるよう見直します。

- ・ 事業者は、「準備書」についての市民からの意見書に対する見解（「準備書意見見解書」）を提出する。
- ・ 市民は、準備書意見見解書の縦覧期間中に、審査会に対し、意見陳述ができる
- ・ 市長は、「準備書」の段階で市長意見（「審査書」）を提出し、事業者は、「審査書」等を踏まえた「評価書」を作成する。

### (3) インターネットによる図書等の公表の実施

市民が情報を入手しやすくするため、インターネットによる公表を行います。

- ・ 市長は、「配慮書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」、「事後調査計画書」、「事後調査結果報告書」、「配慮市長意見見解書」、「準備書意見見解書」について、インターネットにより公表する。

## 3 関連する今後の手続について

横浜市環境影響評価条例施行規則の改正、横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の策定を、市民意見の募集を経て行います。

### (1) 横浜市環境影響評価条例施行規則に定める対象事業の規模要件

- ア 「高層建築物」については、都市基盤の整備が進められ、計画的な土地利用の高度化を進める地域においては、規模要件を緩和します。
- イ 「電気工作物（発電所等）」、「廃棄物処理施設」について、規模要件を見直します。

### (2) 横浜市環境影響評価技術指針

温室効果ガスを環境影響評価項目とします。

## 環境影響評価手続の新旧対象フロー図

